

# 香川県報



号外

平成16年

4月6日(火曜日)

## 目次

### 規則

●と畜場法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課)

一

●香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する

条例の一部の施行期日を定める規則

(都市計画課)

## 規則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第五十二号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（平成十五年香川県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の表中「香川県農業協同組合四国大川支部畜産センター」を「香川県農業協同

組合大川畜産振興センター大川畜産センター」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年四月六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第五十三号

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の

一部の施行期日を定める規則

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十六号）中第三条、第八条及び第二十條の改正規定の施行期日は、平成十六年四月七日とする。



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています